

# 日本語教育施設規則

## 目次

第1章	(総則)	
第1条	(目的)	1
第2条	(名称)	1
第3条	(位置)	1
第4条	(点検・評価)	1
第2章	(コース、修業期間、収容定員及び休業日)	
第5条	(コース・修業期間・収容定員)	2
第6条	(始期・終期等)	2
第7条	(休業日)	2
第8条	(授業の終始時刻)	2
第3章	(教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織)	
第9条	(教育課程)	3
第10条	(学習の評価)	3
第11条	(教職員組織)	3
第4章	(入学、休学、退学、卒業及び賞罰)	
第12条	(入学資格)	4
第13条	(入学時期)	4
第14条	(入学手続)	4
第15条	(休学・復学)	4
第16条	(退学)	4
第17条	(修了・卒業の認定)	4
第18条	(ほう償)	4
第19条	(懲戒処分)	4
第5章	(生徒納付金)	
第20条	(生徒納付金)	5
第21条	(納入)	5
第22条	(滞納)	5
第23条	(生徒納付金の返還)	5
第6章	(雑則)	
第24条	(寄宿舎)	6
第25条	(健康診断)	6
第26条	(細則)	6
付則		6

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学院は、諸外国の日本語を学ぼうとする学生に対して、日本語教育を行うことにより、日本と諸外国との国際親善の一助となることを目的として設立された。現在、極東亜の発展が、日本の文化、経済に重要な役割を果たしている。その中で中華圏（中国本土・台湾・香港・その他華僑の活躍する国等）の発展は、目覚ましいものがある。このような状況を鑑み主として中華圏を中心とする日本語教育を行うべく創立するに至ったものである。

### (名称)

第2条 本学は、新宿御苑学院（日本語学校）という。

### (位置)

第3条 本学は、東京都新宿区新宿二丁目3番13号に置く。

### (点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス
第1部	四月生(進学)	24ヵ月	36名	2クラス
	七月生(進学)	21ヵ月	18名	1クラス
	十月生(進学)	18ヵ月	18名	1クラス
	一月生(進学)	15ヵ月	15名	1クラス
	小計		87名	5クラス
第2部	四月生(進学)	24ヵ月	36名	2クラス
	七月生(進学)	21ヵ月	18名	1クラス
	十月生(進学)	18ヵ月	18名	1クラス
	一月生(進学)	15ヵ月	15名	1クラス
	小計		87名	5クラス
計			174名	10クラス

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースの始期・終期は下記のとおりである。

- (1) 四月生(進学) 4月に始まり翌々年の3月に終わる。
- (2) 七月生(進学) 7月に始まり翌々年の3月に終わる。
- (3) 十月生(進学) 10月に始まり翌々年の3月に終わる。
- (4) 一月生(進学) 1月に始まり翌年の3月に終わる。

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - (3) 夏期休業
  - (4) 秋期休業
  - (5) 冬期休業
  - (6) 春期休業
2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があると院長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
  3. 非常災害その他急迫の事情があると院長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、院長が定める。

## 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

## (教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の通りとする。ただし、ここにいう一授業時間とは、45分とする。

## (1) 四月生(進学) (24月在籍)

授業課目	内 容	週当り授業時間数
日本語	読み・書き・聴く力・会話等／初級・中級・上級	20時間

## (2) 七月生(進学) (21月在籍)

授業課目	内 容	週当り授業時間数
日本語	読み・書き・聴く力・会話等／初級・中級・上級	20時間

## (3) 十月生(進学) (18月在籍)

授業課目	内 容	週当り授業時間数
日本語	読み・書き・聴く力・会話等／初級・中級	20時間

## (4) 一月生(進学) (15月在籍)

授業課目	内 容	週当り授業時間数
日本語	読み・書き・聴く力・会話等／初級・中級	20時間

※詳細はコース別カリキュラム参照のこと。

## (学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して、5段階評価とする。

## (教職員組織)

第11条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 院長
  - (2) 主任教員
  - (3) 教員10人以上(うち専任5名以上)
  - (4) 生活指導担当者3名以上
  - (5) 事務職員2名以上
- 2 前項の他、必要な職員を置くことができる。
- 3 院長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

#### 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

##### (入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件を満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 年齢が18歳以上の者。
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (4) 信頼のおける保証人を有するもの。

##### (入学時期)

第13条 本学への入学は年4回とし、その時期は、四月、七月、十月そして一月とする。

##### (入学手続)

第14条 本学の入学手続きは、次の通りとする。

- (1) 本学へ入学しようとするものは、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を修了したものに対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める選考料を除いた生徒納付金と必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

##### (休学・復学)

- 第15条 生徒が病気その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、院長の許可を得なければならない。
2. 休学した者が復学しようとする場合は、院長にその旨届け出て、院長の許可を得て復学することができる。

##### (退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、院長の許可を受けなければならない。

##### (修了・卒業の認定)

- 第17条 院長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
2. 院長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

##### (ほう償)

第18条 院長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、ほう償を与えることができる。

##### (懲戒処分)

- 第19条 生徒がこの学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の三種とする。
  3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由なく出席常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

## 第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次の通りとする。

- (1) 入学時等に必要な諸費用

選考料22,000円は出願時に納入する。入学時前に必要な諸費用は、12月分を原則とする。また入学後は、残った未納分をその一か月前までに納入する。なお諸費用等は変更になる場合がある。

コース (進学)	四月生・七月生・十月生・一月生
期 間	12月
入学金	50,000
授業料	660,000
教材費	64,000
保険料	22,000
合 計	796,000

- (2) 入学後

コース (進学)	四月生	七月生	十月生	一月生
期 間	12月	9月	6月	3月
授業料	660,000	515,000	350,000	176,000
教材費	64,000	49,000	35,000	18,000
保険料	22,000	21,000	13,000	7,400
合 計	746,000	585,000	398,000	201,400

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
3. 特別の事由がある場合、第一項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずるこ

とができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 すでに納入した学生納付金は、(原則として)返還しない。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、院長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、院長が別に定める。

附 則

- 一 この規則は平成30年4月1日から施行する。
- 二 この規則は令和2年7月1日から施行する。
- 三 この規則は令和4年4月1日から施行する。
- 四 この規則は令和7年4月1日から施行する。

以上